

今年も、あと2カ月を切り、税務署から「年末調整」の書類一式が送付されてくる時期でもあります。年に1度の事務作業となる「年末調整」に関して、例年お客様からいただくご質問の一部をQ&Aでご紹介いたします。

よくあるQ&A

Q 平成26年中に住宅ローンを組んで、自宅を新築したんだけど、どうしたら良いの？

A 住宅借入金特別控除を受ける場合、**初年度のみ確定申告**を行わなければなりません。年末調整を例年通り行い、発行された「源泉徴収票」等の書類をもって申告を行います。弊社でも受け付けておりますので、ご相談ください。

Q 住宅借入金特別控除で、所得税額が0になるはずだけど、生命保険料控除証明書は提出しなくても良いかな？

A 生命保険料等の控除証明書の提出も行ってください。「控除」と一言で表しても、「所得控除」「税額控除」の2種類があり、**住宅借入金特別控除は所得税で控除しきれなかった分のうち一定額を市・道民税で控除することが出来ます。**

Q 妻(配偶者)が働いていて年間103万円以上の収入があるんだけど、扶養には入らないよね？

A 配偶者の場合、「**配偶者特別控除**」が適用されます。一般の扶養の場合は、103万円以上の収入があれば扶養から外れますが、**配偶者の場合のみ、年間141万円未満の収入であれば、一定要件のもと税務上の「扶養」に入ることが出来ます。**

Q 離れて暮らす両親を「控除対象扶養親族」としても問題はないの？

A 別居している親族であっても、所得者本人の扶養控除の対象とすることは可能です。しかし、**別居している親族に対して、生活費や療養費等の送金が行われている**など、所得者本人と生計を一にしている必要があります。

資料回収チェックリスト

【全員】

- ・平成27年分扶養控除等(異動)申告書
- ・平成26年分保険料控除申告書

※ 税務署より送付されてきます。不足の場合は、コピーもしくは国税庁HPより取得してください。

【保険にご加入されている方】

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書

※ 各保険会社より10月中旬以降、順次送付されます。

【住宅ローンがある方】

- ・住宅借入金特別控除申告書
- ・住宅借入金残高証明書

※ 金融機関より自動的に送付されてきます。なお、住宅借入金特別控除を初めて受ける場合、確定申告が必要となるため年が明けてから送付されてきます。

【その他(該当者のみ)】

- ・小規模企業共済払込証明書
- ・身体障害者手帳(写し) 等

ご質問・ご不明点等ございましたら、弊社担当者までお気軽にお問合せください。